

労働基準広報 2014 No.1838

12/1

CONTENTS

特集 退職等に伴い労働者が行う手続き ————— 6

貸与品返却しないことは犯罪行為 退職者も不正競争防止法の対象に

退職等により労働関係が終了するに当たり、労働者は業務の引継ぎを誠実に行い、貸与された物品を速やかに引き渡す必要がある。社宅も原則として速やかに明け渡す必要が生じ、同種業務の就業禁止の特約が設けられている場合には、公序良俗に反する場合を除き、合理的な範囲でこの特約に従わなければならない。こうした労働者が行うべき手続きについては、会社が情報提供やアドバイスなどを行うことで、円滑に進めることができるだろう。

(編集部)

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 18

〈第4回〉事業場外みなし労働時間制①

業務遂行過程での具体的指示なくとも
労働時間の把握が困難ではないと評価

(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

● 企業税務講座 ————— 30

第48回 出張旅費に関する税務

会社内外で適正なバランスを

(弁護士・橋森正樹)

● 知っておくべき職場のルール ————— 35

〈第42回〉「懲戒解雇とその事由②」

職場外における行為であっても
企業秩序損なえば処分の対象に

(編集部)

● NEWS ————— 1

(最高裁・不利益取扱いとならない例外基準も示す)妊娠で軽易業務へ転換しての降格は違法／(第8回・WLB大賞の受賞者決まる)大賞は聖隷福祉事業団聖隷三方原病院が受賞／(厚労省の検討会が議論取りまとめ)介護人材の採用戦略として給与体系の整備を／(日本産業カウンセラー協会まとめ)最も多い相談は「職場の人間関係」で全体の13%／ほか

● トピック／自動車通勤者等の通勤手当の
非課税限度額引上げ ————— 38

過納となる税額は今年の年末
調整または確定申告で精算

(編集部)

● 労務資料 平成25年若年者雇用実態調査結果② ～個人調査～ — 41 ● 連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 46 ● わたしの監督雑感 香川労働局労働基準部健康安全課長 合田弘孝 — 54 ● 編集室 — 56

労務相談室

回答者

解雇・退職 [帰国する実習生に残余の年休取得を] 退職日付をずらす方法可能か — 48 弁護士・山口毅
雇用保険法 [育休中の社員を就業させた場合] 育児休業給付金の支給は — 50 特定社労士・飯野正明
労働組合法 [不当労働行為救済で労働委員会と裁判所] どのような違いあるか — 52 弁護士・岡村光男

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内